

### その他施設の例示

- (1) 別紙1のネーミングライツ導入重点施設以外の施設に係るネーミングライツ料は、施設ごとに下表の最低金額以上（税抜）で提案を申込むことができます。
- (2) この一覧に掲載されていない施設であっても、提案内容によりネーミングライツの対象となる場合がありますので、質問書にてお問合せください。

施設番号	その他施設	ネーミングライツ料（年間） ※税抜の最低金額です	指定 管理 者導 入済	所管課	愛称の条件
1	若泉運動公園弓道場	10万円	○	スポーツ推進課	「弓道場」を愛称に含めること
2	若泉運動公園武道館	10万円	○	スポーツ推進課	「武道館」を愛称に含めること
3	若泉運動公園第1グラウンド	10万円	○	スポーツ推進課	「グラウンド」を愛称に含めること
4	若泉運動公園第1テニスコート	10万円	○	スポーツ推進課	「テニスコート」を愛称に含めること
5	児玉総合運動公園グラウンド	10万円	○	スポーツ推進課	「グラウンド」を愛称に含めること
6	児玉サッカー場	10万円		スポーツ推進課	「サッカー場」を愛称に含めること
7	公園 ※総合公園・運動公園は除く	10万円	○	都市計画課	公園名を愛称に含めること
8	浄水場・配水場	10万円		水道課	「浄水場」・「配水場」を愛称に含めること
9	農業集落排水処理場	10万円		下水道課	「クリーンセンター」を愛称に含めること
10	市道（都市計画道路） ※【別紙1】に記載の導入重点路線は除く	20万円 (1キロメートルごと)		道路管理課	提案路線ごとに所管課と協議すること
11	歩道を有する市道 (都市計画道路以外)	10万円 (1キロメートルごと)		道路管理課	提案路線ごとに所管課と協議すること